

安全の手引き



令和4年（2022）年版

在ラオス日本国大使館領事班

代表電話：856（0）21-414400～03（内線20）

緊急携帯電話：856（0）20-5551-4891

Eメールアドレス：consular@vt.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.la.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

目 次

※ 青色部分をクリックすると、該当するページに移動します。

第 1. はじめに	…	1
第 2. 防犯の手引き	…	1
1. 防犯の基本的な心構え	…	1
2. ラオスの犯罪発生状況	…	2
(1) 殺人・傷害・暴行事件	…	2
(2) 強盗事件	…	2
(3) 侵入等（空き巣、忍び込み等）	…	2
(4) ひったくり	…	3
3. 防犯のための具体的方法等	…	3
(1) 住居の安全対策	…	3
(2) 外出時（屋外）の安全対策	…	5
(3) 生活面の安全対策	…	6
4. テロ・誘拐対策	…	7
(1) テロ	…	7
(2) 誘拐	…	7
5. 交通事情と事故対策	…	8
(1) 交通事情	…	8
(2) 自家用車	…	8
(3) バスやタクシー等の交通公共機関	…	9
6. 事件・事故発生時の対応	…	9
(1) 事件に巻き込まれた場合	…	9
(2) 交通事故を起こした／巻き込まれた場合	…	10
(3) ラオスの警察等に身柄を拘束（逮捕）された場合	…	10

第3	災害等対策	…	10
1.	洪水	…	10
2.	火災	…	11
3.	地震	…	12
4.	水難事故	…	12
第4	地方滞在時の注意事項	…	12
1.	移動中の安全確保	…	13
(1)	陸路での移動	…	13
(2)	空路での移動	…	13
(3)	水路での移動	…	13
2.	緊急時における移動手段の確保・移動経路の確認	…	13
3.	地方の医療事情	…	14
第5	病気等の対策と医療	…	14
第6	在留邦人用緊急事態対処マニュアル	…	14
1.	平素の準備と心構え	…	14
(1)	現地事情の理解	…	14
(2)	「在留届」の提出	…	14
(3)	パスポート及び査証の確認	…	15
(4)	身のまわり品の準備	…	16
(5)	備蓄品の整備	…	16
(6)	自動車の整備等	…	16
(7)	避難経路・移動手段の確認	…	17
(8)	携行品の準備	…	17
(9)	ペット	…	17
(10)	定期連絡の励行	…	17

2. 情報の収集	… 18
(1) インターネット	… 18
(2) 大使館等からの安全情報メール	… 18
(3) 海外安全情報の確認	… 18
3. 緊急時の行動	… 19
(1) 情報収集と大使館への通報	… 19
(2) 情報伝達と安否確認	… 19
(3) 避難等	… 20
4. 緊急連絡先	… 20
5. いざという時のラオス語	… 22

第1. はじめに

在留邦人の安全確保は、一義的にはラオス政府がその責を負っており、事件捜査や事故処理等は全てラオスの主権の下に行われることとなります。

しかし、ラオスの治安当局に日本警察と同レベルの能力を要求することは困難です。

日本人旅行者及び在留邦人等が事件・事故等に巻き込まれた場合、日本大使館は邦人保護の観点から可能な範囲で必要な措置を執ることとなりますが、皆さん自身が事件・事故等の被害者とならないことが何よりも大切です。そのために、常日頃から安全に対する意識を高く持ち、緊急事態が発生した場合にはどのように行動すべきかを確認しておく等、常に「自分の身は自分で守る」心構えを保持してください。

本手引きは、ラオスに滞在する上での注意事項をまとめたものです。皆様の安全対策の一助となれば幸いです。

主に首都ビエンチャンでの滞在を想定していますが、地方に滞在される方につきましては、「第4. 地方滞在時の注意事項」も参考としてください。

第2. 防犯の手引き

1. 防犯の基本的な心構え

海外で安全に滞在するには、自分の身は自分で守るという気持ちが大切です。具体的には、次の3つのポイントを普段から意識して行動してください。

① 目立たない

無用なトラブルや被害を避けるには、目立つ行為を控えてください。

- ・ 華美な服装や装飾品を着けない。
- ・ 公共の場（飲食店・バー等）で、ラオスの文化、政治、宗教、習慣、生活環境等を日本語であっても批判しない。

② 近づかない

人気のない、暗い場所、不慣れな場所、騒乱、火事、事故現場には近づかないことが大切です。行く必要がある場合は複数で行きましょう。特に夜間の一人行動は控えてください。

③ 楽観視しない

ラオスは比較的 안전한 親日国ですが、経済的に豊かと思われている日本人は、ひったくり、空き巣、昏睡強盗等の犯罪の標的になり易いことも事実です。

「ラオスは安全」「自分は大丈夫」と楽観視することなく、貴重品は携行せずに

しまっておく、鍵はきちんと掛ける、声を掛けてきた人とお酒を飲まない等、当たり前防犯行動を忘れないでください。

2. ラオスの犯罪発生状況

治安当局の発表によると2021年中に治安機関が認知した犯罪は、殺人、傷害、強盗、窃盗等の一般刑事犯罪が2,148件、違法薬物犯罪が3,730件、詐欺等の経済犯罪が280件、人身取引が213件で、総数は6,371件です。犯罪の解決率は73パーセントですが、一般刑事犯罪の解決率は低く40パーセントとなっています。検挙者数は6,215人で、その内外国人は133人との発表ですが、国籍及び罪名は不明です

(1) 殺人・傷害・暴行事件

地方と比べ、首都圏は犯罪発生率が高く、拳銃やナイフを使用した凶悪事件が数多く発生しています。

現在までのところ、日本人が殺人事件に巻き込まれたという報告はありませんが、男女間の痴情のもつれから小型爆弾を使用して無理心中自殺をしたケースや、些細なトラブルから拳銃を使用した殺人に発展するケース、また薬物常用品による無差別殺人など、動機が短絡的で不可解な事件が多いのが特徴です。また、首都ビエンチャンにおいては路上での銃撃事件が散発しており、いつ巻き込まれてもおかしくない状況にあります。

(2) 強盗事件

新型コロナの流行前は、都市部を中心に日本人被害に係る睡眠薬利用の「昏睡強盗」が増加傾向にありました。いずれの事件も、英語が流ちょうな外国人に街で声を掛けられ、その誘いに応じて飲食を共にしているうちに意識を失い、現金等を奪われるというもので、その巧妙な手口から組織性が窺えます。昨年は、路上でしつこく話しかけてきた外国人と飲酒をし、酔った隙に財布等を盗まれるという事案も発生しています。旅先で知り合った人との交流は旅の醍醐味の一つですが、見ず知らずの者から飲食等の誘いを受けた場合には注意してください。

(3) 侵入盗（空き巣、忍び込み等）

侵入盗については、犯人が銃器やナイフ等の凶器を所持している場合もあり、凶悪犯罪に発展するおそれがあるので、十分な対策が必要です。日本人宅や日系事務所等の侵入盗被害も数件報告されており、これら犯罪の中には、警備員を雇用しているにもかかわらず被害に遭っているケースもあります。

また、無施錠や鍵自体の老朽化が原因で室内に侵入されたケースや、休暇及び出張のため長期間自宅や事務所を留守にしていた際に被害に遭ったケースもみられます。外国人の私生活は、我々が思う以上に注視されています。休暇や出張等に関する情報がアパートや住居のメイドや警備員から第三者に流れれば恰好

の標的となることを、これらの事例は示していると言えます。

その他、新型コロナ流行前は宿泊先で旅行者の所持品等が被害に遭う事案も発生し、メイド等の従業員の関与が疑われる被害もありますので、ホテルやゲストハウスでも確実に鍵を掛け、目立つ場所に貴重品を放置せず、また、客室内の貸金庫も 100 パーセント安全ではないことに留意しておく必要があります。

(4) ひったくり

首都ビエンチャンではバイクを利用したひったくり事件が多数報告されています。ひったくり事件の手口の殆どは、2人乗りのオートバイが背後から近づき、被害者が肩から掛けたり、手に持っていたり、自転車の前かご等に入れたりしているバッグ類を奪って逃げるといったものです。また、周囲に人気がないのに乗じて、被害者を攻撃して所持品を無理矢理奪うといった路上強盗事件や、ホテルの敷地内まで後をつけてきて、突然背後から暴力をふるって財物を強奪する事例もみられます。

3. 防犯のための具体的方法等

(1) 住居の安全対策

住居での犯罪（「強盗」「空き巣」「忍び込み」等）を予防するためには、次の3点が最も重要です。

- ・ 住居自体の防犯設備を強化すること
- ・ 日常生活においても防犯上の措置を十分にとること
- ・ 隣人や大家との良好な関係を保持すること

住宅を選ぶ際には、前任者や家主等の関係者から十分な説明を受け、安全確保を最優先事項として考えて、できるだけ防犯上の要件を具備した物件を選択する必要があります。既に入居されている方については以下の要件の不足部分をできるだけ改善していくことが望まれます。

ア 立地

独立家屋を選ぶ場合、安全対策の面から言えば、四方のうち三方は別の住宅に囲まれていることが望ましいと言えます。例えば、隣や裏が空き地や公園である場合は暗闇に紛れて住宅に忍び込むことができますし、家の中の様子を窺うこともできます。

侵入する場合は、複数の住宅の安全対策を比較し、最も侵入しやすい家を選びます。つまり、周囲の住宅と比べて安全対策が明らかに不十分である場合、恰好の標的となってしまうことから、家主が安全対策に積極的であるか否かは大変重要です。

また、自宅から毎日通う場所（勤務先、学校、商店等）への安全なルートを2本以上確保し行動をパターン化させないことは、誘拐対策はもとより、居宅

不在時を第三者に悟られないためには有効です。

イ 3つの防衛線

犯罪者等の侵入を防ぐには、「3つの防衛線」を強化することが大切です。

① 第1次防衛線

独立家屋、集合住宅とも、「外壁」「門扉」で構成される敷地の境界線が第1次防衛線です。

【外塀】

外壁は住居を守る最初の防衛線であり、簡単に侵入できないような構造であることが必要です。従って、塀は丈夫で高いものに越したことはありません。外塀の上に防犯灯があれば発見されることを恐れさせ、塀の上に障害物（忍び返し、有刺鉄線、ガラス片等）があれば心理的にも物理的にも侵入防止効果があります。

但し、賊の中に当該住居の構造を熟知している人間がいた場合や賊が敷地内に侵入してしまった場合は、外から覗かれにくい塀は逆に賊の犯行を助けることとなります。従って、外壁の強化とともに敷地内を警備する優秀な警備員を雇用することが望ましいと言えます。警備員には、勤務要領や不測の事態発生時の対処要領などしっかり指導する必要があります。また、番犬を飼うことも防犯上効果的です。

【門扉】

門扉は、第1次防衛線として外塀と同様重要です。外周のうち、特に門扉近辺には賊が潜んでいるか否かを確認するために必ず照明設備を設けます。さらに警備員を配置することにより、警備対策を一層効果的にすることが期待できます。

【駐車場（車庫）】

駐車場は住宅を選ぶときの重要な要素の一つです。強盗、誘拐などで一番狙われやすいのが出勤・帰宅時の乗降時です。駐車場は住宅の敷地内にあり、部外者が簡単に入れないことは、自動車盗を防ぐためにも必要です。

【庭】

庭と建物外周に照明設備を設け、庭に暗がりを作らないことが大切です。植木や樹木、背の高い雑草等は賊の隠れ蓑となるので、日頃から良く整備し、屋内からも庭全体を見渡せるようにしておきましょう。また、車庫や物置の屋根が塀や母屋と接していると二階や屋根などへの侵入の足場となり得ます。梯子や脚立などの放置にも注意してください。

② 第2次防衛線

家屋外壁、出入口、窓で構成される境界線が第2次防衛線です。

【出入口扉（玄関、勝手口等）】

玄関の扉は枠を含め頑丈なものとし、錠前は堅牢なものを2つ以上取り付け、また、扉を開けなくても来訪者が確認できるように覗き穴やドアチェーンを設置します。扉の周囲に窓がある場合、そこから手や道具を使いドアを開けられる危険性があるので注意を要します。ドアアラーム、マグネットセンサー等の侵入警戒装置を取り付けるとより効果的です。

アパートの場合、住宅棟入り口ドアが常時解放されていないか、警備員や受付係がいるか、監視カメラは設置（作動及び録画）されているかを確認してください。

【窓】

賊にとって格好の侵入経路は窓です。窓、窓枠とも丈夫でなければ、鉄格子等で補強していても窓枠ごと破壊されます。また、小柄な賊（子供）であれば、25～30cm四方程度の間口から侵入できる者もいますので、全ての窓（トイレ等の小窓も含む）及び、換気扇、冷房器具の取付口に鉄格子を設置します。但し、火災などの発生を考え、鉄格子に内部から開閉できる脱出口を造っておくことが必要です。

③ 第3次防衛線

第1次、第2次防衛線を突破されて侵入される事態を想定し、一旦逃げ込む、或いは警察などに救出を求める時間を稼ぐための避難室（第3次防衛線）を設置する必要があります。一般的には主寝室が最も適当と考えられます。

避難室の入り口扉は、第2次防衛線の扉より丈夫なものとし、錠前、カンヌキを2個以上取り付け、覗き穴を設置します。また、外部へ脱出できる扉が設置されていることが必要で、緊急時の脱出を考えてロープや避難梯子等を用意しておきます。さらに、室内に電話を設置し、緊急連絡先リストを備えておきます。

アパートの場合、賃貸している自分の居室を第3次防衛線と考えてください。

（2）外出時（屋外）の安全対策

屋外犯罪の代表的なものは、「ひったくり」「置き引き」「強盗・恐喝」「スリ」「車上狙い」「性犯罪」等です。これらの犯罪を行おうとする者は、隙があり攻撃しやすい人を選びます。そのため、常日頃から犯罪者の標的とならないよう留意することが重要です。

- ・ 目立つような華やかな服装や装飾品を身につけない。
- ・ 手荷物をなるべく持たないようにし、両手は可能な限りフリーにする。ショルダーバッグ等は、たすき掛けにし、身体の前で手を添えて持つ。
- ・ 車道側、人通りの多い方向にバッグ等を下げない。
- ・ 旅券、金品等の貴重品は懷中に保管する/持ち歩かない。

- ・ 自動車は走行時・駐車時を問わず、短時間でも窓を閉めドアをロックする。
- ・ 自動車の車外から見えるところに現金やカバン等を置かない。
- ・ 夜間帯は徒歩や自転車で不要不急の外出をしない。やむを得ず外出する場合は人気のない場所の通行は避ける。
- ・ 不審者による追跡を感じたら安全な場所（警察官の詰め所、銀行等警戒の厳しい場所、人の多いところ）に身を寄せ不審者の追跡を中断させる。

車を降りてから飲食店までの短時間にひったくり被害に遭った方もいます。バッグや手荷物は身体の前で抱えるように持つことを習慣化してください。

バッグ類を取られまいとして引きずられて怪我をするケースもあります。身の安全を第一に考え、物は諦めることも大切です。とっさの反応としては抵抗するのではなくその場にしゃがみ込む姿勢をとる方が無難です（しゃがみ込むと犯人の方が転倒する可能性が高まる。）

ひったくり等の路上犯罪の多くは、夕方から夜間にかけて首都中心部で発生しています。夜間時間帯に徒歩や自転車で不要不急の外出をしないなど十分な注意が必要です。

（３）生活面の安全対策

ア 訪問者に対する注意

訪問者があっても（特にアポイントの無い訪問者には）直ぐに扉を開けず、まずは訪問者の身元を確認することが重要です。物売りや、電気、水道などの工事人などは、不用意に住居の敷地内に入れてはいけません。警備員や使用人には、訪問者への対応はまず門扉越しに行うよう徹底する必要があります。

アパートでは、受付の人に対し、訪問者が来た場合、必ず連絡をくれるよう、日頃から依頼をしておきましょう。

イ 使用人に対する注意（メイド、運転手、警備員）

使用人は、家族に関する多くの情報に接し得る立場にあります。例え気心の知れた使用人や長期滞在しているアパートやホテルであっても、現金、貴金属等の貴重品や、鍵等を不用意に放置する等の隙を見せてはいけません。つい出来心で盗みを働かせる結果にもなりかねませんし、使用人が犯罪の手引きをする場合もあります。

使用人を自分で雇用する場合は、信頼できる人からの紹介を受けるなどして、身元のはっきりとした人を雇い入れることが重要です。使用人にも家族同様しっかりした安全対策の心得を教えておくとともに、家族に関し知り得た情報を不用意に第三者に漏らすことの無いよう徹底することが必要です。

また、使用人を解雇する場合には、習慣に応じた退職手当を支給するなど、恨みを抱かれることのないような対応をとっておくことも重要です。

ウ 休暇等の際の措置と対策

一時帰国等、長期間不在中は、特に独立家屋は全く無防備となります。貴重品は家に置かないことはもとより、可能であれば大家や信頼できる方に、留守中の巡回、カーテンの開閉や照明の点灯を依頼しておくとい良いでしょう。

4. テロ・誘拐対策

(1) テロ

ア イスラム過激派

ラオスでは、これまでのところイスラム過激派によるテロ事件の発生は無く、国内における過激派組織の存在や、その構成員の潜伏等についても確認されていません。日本人をターゲットとした反政府組織によるとみられる襲撃・爆発事件も発生していないことから、日本人そのものがテロや誘拐の標的となる可能性は低いと言えます。

しかし、世界各地で発生しているテロ事件の多くは不特定多数を標的としているため、日本人が巻き込まれる可能性は否定できません。また、時として全く社会的背景が無い場所で起きる場合もあるため、事件発生の予測は極めて困難です。

イ 国内反政府組織等

中部山間部（サイソンブン県全域及びシェンクワン県の一部地域）を中心に反政府勢力と政府軍との間で激しい武力衝突が断続的に発生しています。

2015年11月及び12月（ラオス建国40周年記念行事前後）には、同地域において車両に対する銃撃及び爆破事案が複数発生し、民間人にも死傷者が出た模様です。

最近では、反政府勢力によるとみられる銃撃・爆発事案は減少傾向にあるようですが、2019年までは民間人の被害も報告されており、政府軍との間で小規模な衝突事案は未だ散発しているため引き続き注意が必要です。

●対策

- ・ 大勢の人が集まる場所では周囲の状況に注意し、異常が認められた場合には、速やかにその場を離れる。
- ・ テロの標的となり得る場所（大型施設や大規模行事等）に極力近づかない。
- ・ 外出の際は、家族や職場の同僚に行き先や帰宅予定時間を告げておく等、常に自身の所在を明確にするよう習慣づける。
- ・ 事件発生時には、絶対に野次馬にならない。

(2) 誘拐

ラオスの治安機関は、定例的に犯罪統計を発表することはないため、誘拐の詳しい発生状況はわかりません。しかし、2020年に地方都市で発生した身代金誘拐事件が2件、報道されていたことから、全国的に誘拐事件は散発していると考

えられます。

過去には、NGO前理事長や社会活動家の拉致が疑われる行方不明事件（未解決）や、宗教活動家の誘拐を目的とした殺人が発生しています。

● 対策

- ・ 通勤・通学経路を複数確保し、経路や通過時間を一定にしない等、日常生活にパターンを作らないよう心掛ける。
- ・ 外出の際は、家族や職場の同僚に行き先や帰宅予定時間を告げておく等、常に自身の所在を明確にするよう習慣づける。
- ・ 住居への侵入を防ぐために「住居の安全対策（3ページ）」を行う。

5. 交通事情と事故対策

（1）交通事情

ラオスの道路交通事情は年々悪化しています。経済発展に伴い、自動車・オートバイの数が急増していますが、その一方で、信号機等の交通インフラの整備は不十分な上、交通ルールやマナーが殆ど無いに等しい運転手も多く、交通事故が多発しているのが現状です。

事故原因は、交通マナー違反、スピード超過、飲酒運転が多く、2021年中、ラオス全国の交通死亡者数は831名でしたが、ラオスよりもやや多い人口を抱える埼玉県で発生した同年中の交通事故死亡者数は118名であったことと比べると、人口比でいかに死亡事故が多いかがわかります。

近年では、深夜集団でスポーツカーやオートバイを乗り回す若者グループも存在しており、飲酒や、時には薬物を摂取の上、高速で車両を運転する等、巻き込まれると大変危険です。2019年12月の夜間には、首都ビエンチャンの住宅地の狭い公道を高速でレースをしていた車が日本人の車に衝突して逃走した当て逃げ事故も発生しました。

（2）自家用車

ラオスでは公共交通機関が未発達なことから、殆どの在留邦人の方は自家用車やオートバイを使用していますが、このような劣悪な交通事情の中で事故を回避するためには、極力現地人ドライバーの雇用をお勧めします。

自分で運転する場合には、「自分以外の運転者を安易に信用しない」「自分の運転能力及び車両性能を過信しない」という心構えで慎重に運転してください。

● 対策

- ・ 定期的な車両整備を行い、突然の故障による事故を防ぐ。
- ・ シートベルトは短時間であっても確実に締める。
- ・ 小さな子供には、チャイルドシートやジュニアシート等を使用する。
- ・ 余裕を持って出発する（時間的余裕だけでなく心理的余裕から速度を抑え、

車間距離も十分に取ることができます)。

- ・ 常に周囲の状況に注意し、危険を予測し、いつでも回避できるよう備える。(前方車・併走車の急な進路変更、後続車の前方不注意による追突、無理な追い越し、路側からの飛び出し等)
- ・ オートバイ運転の際は必ずヘルメットを着用し、昼夜を問わずヘッドライトを点灯する。
- ・ 飲酒・酒気帯び運転は、日本と同様に厳に慎む(判断力を鈍らせ、重大事故の原因となります)。
- ・ 飲酒運転などの悪質ドライバーが多い夜間の運転はできる限り避ける。
- ・ 十分な額の保険に加入する(事故相手方から賠償を受けられないことも多いのが現状です)。

交通事故は、速度に目が慣れない運転開始後間もなくと、気の緩む帰宅直前に多発すると言われています。早めにライトを点け、ハンドルを握ったら運転に集中する他、同乗の方も、バイクや飛び出し等の周囲の状況に注意し、運転者を助けることが大切です。

(3) バスやタクシー等の交通公共機関

ラオスにおける主な交通手段としては、小型の三輪自動車(トゥクトゥクやサムローと呼ばれるもの)とタクシーがありますが、これらは運転が乱暴であったり、整備が十分でない、あるいは保険に加入していないなど、信頼性や安全性に欠けるものが少なくありませんので、利用する場合には十分な注意が必要です。

都市部に限りませんが、近年は、「LOCA」といったアプリを介した配車サービスも広まっています。利用する車を選べる場合は、提示された料金のみ注目することなく、運転手の評価を基準に選ぶことも大切です。

地方行きの長距離バスについては、整備不良、運転ミスや居眠り等の安全性の問題が指摘される事故例が報告されています。長距離バスは、地方の未舗装の道路を走行することが多く、スリップに伴う横転や転落等の事故の危険性があります。特に夜便の利用は控えるとともに、日中の便であっても利用の際は、天候やルートの道路状況等を事前によく確認しておくことをお勧めします。

6. 事件・事故発生時の対応

日頃から安全対策を心掛けていても、絶対に事件・事故に遭わないとは言えません。不幸にしてこれらの当事者となった場合、まずは身体・生命の安全を確保するとともに、被害を最小限に押さえることが重要です。

(1) 事件に巻き込まれた場合

- ・ 現場からの離脱等
周囲の状況を極力冷静に判断して、まずは速やかに現場からの離脱を試

みます。屋内の場合等で離脱不可能な場合は、犯人への無抵抗を貫きます。犯人が犯行に及ぶ際の精神状態は尋常ではなく、抵抗や追跡は反撃を受ける等の二次被害につながる可能性もありますので、相手を興奮させないようにすることが重要です。自分や家族の命に替えてまで守らなくてはならないものはないことを常に念頭に置き、可能な限り冷静に対処してください。

- ・ **警察への通報**

現場から離脱し、或いは犯人が逃走したら、事件の発生を迅速に警察に通報します。犯人の人相、着衣、身体的特徴や逃走方向、手段等を出来るだけ詳細に把握しメモを取っておくと、事後捜査の参考となります。

- ・ **救急（レスキュー）への連絡**

怪我人がいる場合は、病院の緊急窓口やレスキューを呼んでください。

(2) 交通事故を起こした／巻き込まれた場合

- ・ 速やかに保険会社あるいは交通警察へ事故発生の通報を行います。当国の場合、保険会社・警察官が来る前に事故車両を移動させてはならないことになっておりますので、注意してください。

- ・ **救急（レスキュー）への連絡**

怪我人がいる場合は、病院の緊急窓口やレスキューを呼んでください。

また、一般のラオス人の殆どは事故の賠償能力が見込めないことから、十分な額の保険に加入の上、事故発生の際には当該保険会社にも連絡を取り、その後の処理を警察と保険会社に依頼するのが得策です。

(3) ラオスの警察等に身柄を拘束（逮捕）された場合

領事関係に関するウィーン条約に基づき、身柄を拘束した治安機関に対し、日本大使館への通報を要請することができます。この通報を受けて大使館では、親族、知人等への連絡や弁護士リストの提供等の必要な支援を行います。

残念ながらラオスでは、大使館への通報に非常に時間がかかるのが現実です。大使館への通報及び大使館員との面会を求める場合は、治安機関の担当官に会う度にその旨を伝えてください。

第3 災害等対策

1. 洪水

現在、首都ビエンチャンでは護岸対策が進み、洪水発生の危険性は以前に比べれば格段に低くなっていると言われてはいますが、地方では依然として毎年洪水被害が報告されています（2020年はサワナケート県等）。

2018年の雨期には、アッタプー県で建設中のダムの一部が豪雨で決壊し、下

流域の村々が鉄砲水に襲われ、多数の死者・行方不明者が出ました。

決壊事故のリスクは極めて限定的だとは言えますが、ダムの下流域では、少なくとも豪雨時の緊急放水に伴う河川の急激な増水・氾濫リスクは視野に入れておく必要があります。

● 対策

- ・ 仮にダム近くの下流地域に居住・滞在せざるを得ない場合には、あらかじめ高台等の避難場所を選定しておくとともに、警報や避難指示情報等の入手ルートを確認しておいてください。
- ・ 「平素の準備と心構え（14ページ）」を参考に、在留届やたびレジの登録及び食料・水の備蓄（家族全員分×10日程度）、身のまわり品の準備をしてください。
- ・ 雨期の始まりの5月頃と終わりの10月頃には、激しい雷雨が発生します。落雷に伴い、停電や電化製品の故障が多発しますので、懐中電灯等を常備し、電化製品のプラグはこまめに抜いておくことをお勧めします。
- ・ 山間部では、激しい降雨により土砂崩れや山崩れが発生することがあります。雨期の山道走行は転落事故も多く、バス・自家用車等を問わず、可能な限り避けた方が賢明です。

2. 火災

火災が発生しても、日本国内のような迅速な消防活動は期待できません。日頃から火の元には十分注意してください（特に11月から4月頃までの乾期）。粗悪な電化製品も多く、アイロンや電熱器等による漏電等による電気火災も多く発生しているので注意が必要です。

● 対策及び対応

- ・ 消火器を常備又は消化器の場所を確認してください。
- ・ 漏電等による電気火災も多く発生していますので、消火器は電気火災等にも対応した物を購入してください。
- ・ 火災を引き起す恐れのある電化製品については、メイドにもその取扱方法をよく説明し、正しく使用してください。
- ・ 電子レンジ庫内で火災が発生した場合は、扉を開けずに電源を遮断し、火が消えなければ消火器などの消火器具を用意してください。
- ・ 消火器による消火が不可能な場合は、速やかに避難してください。
- ・ 天井まで火が回ってしまった場合、消火器による消火は不可能と考えるべきです。避難後、直ちに近隣宅に火災発生を知らせるとともに、消防、警察、大使館、知人等へ連絡を取り援護を求めてください。
- ・ 貴重品を取りに延焼中の家屋へ飛び込む等の行為は厳に避けてください。

当地の家屋の構造は殆どレンガ造りであり、倒壊の危険もあります。

3. 地震

2015年シェンクワン県（山岳部）において地震が発生しました。2019年11月にもサイニャブリー県を中心とするマグニチュード6.1の地震が発生し、首都ビエンチャンでも揺れを感じました。この地震で震源地付近では建物の一部が崩れるなどの被害が生じました。

● 対策

ラオスでは建物の耐震基準が存在しません。地震発生の可能性は低いとされていますが、次の注意が必要です。

- ・ 堅牢な建物を住居や事務所に選定すること
- ・ 大きな地震を感じた場合には、まずは身を安全な場所に隠し、みだりに建物に近づかないようにする。

4. 水難事故

ラオスでは毎年雨季（概ね4月末から10月末までの間）になると、各地において水難事故が多発しています。特に、観光スポットであるバンビエンや南部のソムパニットの滝周辺の河川は、過去に旅行者が鉄砲水に巻き込まれて死亡する事故が発生しています。

● 対策

- ・ 水辺を訪問する場合には、遊泳禁止のサインが出ている場所や河川の流が速くなっている場所では絶対に水に入らないでください。
- ・ チュービング（大きなタイヤのチューブに乗った川遊び）やカヌー遊びなどを行う場合は、必ずライフ・ジャケットを着用し、指導員の指示に従う等、安全確保に十分注意してください。
- ・ 雨期及び雨期直後の川の増水時期に、川や湖でのウォータースポーツは避けてください。
- ・ 飲酒した状態での入水は避けてください。

第4. 地方滞在時の注意事項

ラオスの地方都市においては、首都ビエンチャン以上にインフラが未整備であり、移動手段や通信手段に乏しく、劣悪な医療事情やマラリア等の感染症にも十分注意する必要がありますので、これまでに述べた注意事項に加え、更に下記事項に注意する必要があります。

1. 移動中の安全確保

(1) 陸路での移動

地方では、移動手段が陸路のみに限られる場所が多いため、移動中の安全確保に努めてください。

- ・ 治安情勢はもとより、大雨による道路の冠水や、崖崩れ、橋の崩壊といった道路状況に関する情報を常時確認するようにしましょう。
- ・ 夜間や霧の出る早朝等、視界の悪い中での移動は出来る限り避けてください。特に、道路状況の悪い北部での、夜間や雨期の長距離バスの利用は危険です。
- ・ 万が一の故障や事故に備え、複数台で一緒に移動することも大切です。
- ・ シートベルトは、後部座席も含め全員が締めるようにしてください。
- ・ 電車利用の場合は、スリや置き引き等の犯罪に気をつけてください。

(2) 空路での移動

空港を持つ都市といっても、便数が限られている、座席数の少ない小型機が中心である等、空路での国内移動には制約があります。過去には、地方空港において天候不順の中での有視界飛行によるラオス航空国内線の墜落事故も発生しています。

- ・ 目的地の最新治安情勢を入手してください。
- ・ 到着地の天候情報を確認してください。
- ・ 空港からの移動手段の状況把握をしてください(地方では市街から離れている場合があります)。

(3) 水路での移動

ラオスでは、水路による移動も主要な移動手段の一つですが、スピードボートや、スローボートを問わず、個人経営の船が多く、保険にも加入していないため、万が一の事故に対する補償はまず期待できません。

- ・ 利用に当たっては、救命胴衣・ヘルメット(スピードボート乗船時)を確実に装着してください。
- ・ 川が増水している雨期の利用は避けてください。

2. 緊急時における移動手段の確保・移動経路の確認

緊急事態発生時に備え、首都ビエンチャン又はタイ等近隣諸国へ速やかに移動するための移動手段の確保に努めてください。車を所有していない人は、同乗させてくれる方を確保してください。また、移動経路も確認しておいてください。

※注意： 陸路でのタイへの入国は、2017年1月以降、日本の一般旅券所持者がビザなしでの回数が暦年2回までに制限されています。万一に

備えて、数次有効のタイ入国査証を申請できる方は取得しておくことをお勧めします。

3. 地方の医療事情

地方においては医師や医療設備、医薬品の不足など医療設備が不十分であり、大きな病気や怪我をした際に受診しても確実な診断や治療を受けられない可能性があります。緊急且つやむを得ない処置以外は、極力、首都ビエンチャン市内の大きい病院か、設備の整ったタイの病院を受診されることをお勧めします。

第5. 病気等の対策と医療

ラオスの医療事情に関しては、外務省ホームページ内「世界の医療事情」の「ラオス（ビエンチャン、ルアンパバーン）」をご覧ください。

URL : <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/asia/lao.html>

※ 注意事項

ラオスの医療水準は低く、これまで専門医による診察や精密検査、入院加療等を要する場合、在留邦人の多くはラオスでの医療を受けずに隣国のタイまたは日本に帰国して受診していました。しかし、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的流行に伴い、タイ等の医療施設への国境を越えた移動が困難になり、専門性や緊急性の高い医療機関の受診が厳しい状況となっています。ラオスからタイ側医療機関への緊急医療搬送においても、その可否や行政手続きは患者の病状や医療的緊急性、流行状況等により流動的となっていますのでご注意下さい。当地渡航に際しては、緊急医療搬送先が日本になることを前提に、保険内容をご検討ください。

第6. 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

1. 平素の準備と心構え

(1) 現地事情の理解

まず、ラオスの文化、習慣、国民性を正しく理解し、現地に融和するとともに、良識ある外国人として自覚ある行動をし、ラオス人との良好な関係を不断に保持する心構えが重要です。

(2) 「在留届」の提出

ア 「在留届」

「在留届」は、日本人が海外に3か月以上滞在する場合に居住地を管轄する在外公館へ提出することが旅券法により義務づけられています。緊急時の連絡・安否確認のためにも大変重要なものですので、ラオスに3ヶ月以上滞在を予定される方は、「オンライン在留届 (<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>)」から、又は大使館領事班に提出していただくとともに、住所や連絡先が変更になった場合や帰国される場合には、必ず変更届・帰国届を提出してください。(なお、住所欄には必ず実際にお住まいの住所をご記入ください。)

3か月未満の滞在の場合、オンラインで「たびレジ (<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>)」にご登録願います。

イ メールアドレスの登録

大使館では、在留届及び「たびレジ」にメールアドレスを登録された方に、治安情報や海外安全情報等を随時電子メールにてお知らせしておりますので、在留届にメールアドレスを必ずご記入ください。

在留届の提出後にメールアドレスを取得された方やメールアドレスを変更された方は、在留届の記載事項変更届をご提出ください。また、緊急時の連絡をスムーズに行うため、携帯電話の所有をお勧めします。所有している方は電話番号を在留届に記載してください。

ウ 大使館からの連絡／安否確認

万が一、ラオスの治安情勢が悪化し、テロ・クーデター・戦争等の発生が予測されるような状況になった場合、洪水などの大規模災害発生のおそれがある場合、新型コロナウイルス情勢が悪化した場合などの緊急時は、提出された在留届の連絡先に基づき、関係情報及び退避情報のお知らせや、提出された皆様の安否・所在の確認作業を行いますので、在留届には必ず連絡先を記載し、情報は最新の状態にしてください。

(3) パスポート及び査証の確認

ア パスポートについては、6か月以上の有効期間が残っていることを常時確認し、6か月以下の場合には大使館で新規パスポートの発給申請を行ってください(ASEAN 諸国や中国等への入国に際しては、6か月以上の残存有効期間が必要です)。

イ パスポートの未使用ページが少なくなった方は、大使館で査証欄増補申請を行うことができます(増補は1冊のパスポートにつき1回限り可能です。増補後に再び未使用ページがなくなった場合は、新規パスポートの発給申請を行ってください)。

ウ 新規パスポートの発給には、6か月以内に発行された戸籍謄本(抄本)(現在お持ちのパスポートが有効期間内であり、氏名、本籍地に変更がない場合は不要です)、写真(4.5 cm×3.5 cm) 1枚及び発給手数料が必要と

なりますので早めに手配し、緊急時にパスポートの有効期限が切れていたということの無いように注意してください。なお、通常、申請から交付まで1週間かかります。

エ パスポートの最終ページの「緊急連絡先」はもれなく記載しておいてください。

オ ラオス査証の有効期限が切れていると速やかに出国できなくなりますので、早めに更新しておくとともに、可能な場合は数次査証を取得するようにしてください。

(4) 身のまわり品の準備

緊急時に備えて、必要最小限の物は直ちにスーツケース等に詰め込めるよう整理及びメモをしておく、いざ非常事態が発生した時に慌てることなく、また忘れ物もなく迅速に行動できます。パスポート、現金、貴金属、貯金通帳等の有価証券、クレジットカード類は、緊急時に直ぐに持ち出せるよう適切に保管しておいてください。家族全員が安全な隣国または第三国へ渡航するための費用及び、ホテル等の宿泊施設で10日間程度生活できる現金（外貨）を常時手元に用意しておくことも大切です。

(5) 備蓄品の整備

緊急時に備え、日頃から食糧、飲料水、医薬品、燃料等の物資の備蓄を心がけ、定期的に点検してください。

食料品：飲料水、缶詰、乾パン、インスタント食品等
(家族全員が10日～2週間生活できる量)

医薬品：家庭用常備薬、持病の治療薬等

衣類：下着、タオル、軍手等

その他：FM・短波ラジオ、地図、懐中電灯、ローソク、マッチ
洗面用具、電池等

飲料水に関しては、都市部では各家庭の電動ポンプが上水を蛇口に汲み上げる仕組みになっています。電気の供給が止まると上水が使用できなくなります。

2019年中の乾期には、干ばつによって河川の水位が著しく下がり、首都ビエンチャンの一部地域で上水の供給が一時滞ったこともありましたので、備蓄が必要です。

(6) 自動車の整備等

- ・ 自家用車は定期的な点検・整備を行い、緊急時に備える。(自動車整備は普段の事故防止にも役立ちます。)
- ・ 燃料は、残量が半分以下になったら給油することを習慣にする。
- ・ 車内には、懐中電灯、地図、救急用具、非常脱出用ツール(シートベルトを切るカッターと窓ガラスを割るハンマーがセットになった物)等を装備す

る。

(7) 避難経路・移動手段の確認

非常事態発生時に危険地帯を避けて、自宅から空港、友好橋等の国境通過地点及び大使館等の避難場所へ移動できる経路を複数確認しておくことが大切です。

自動車を所有しない方は、自動車を所有する近隣の方と平素から連絡を取り、必要な場合に同乗できるよう相談しておいてください。

※ 注意事項

タイへの避難に関し、2017年1月以降、日本の一般パスポート所持者がビザなし・陸路でタイへ入国できる回数が暦年2回までに制限されています。万が一に備えて、数次有効のタイ入国査証を申請できる方はなるべく取得しておくことをお勧めします。

(8) 携行品の準備

避難場所への移動を必要とする事態に備え、上記(3)～(7)のほか次の携行品を常備し、すぐ持ち出せるようにしてください。なお、退避時の飛行機内への持ち込み制限も考慮し、携行品は20kg程度にまとめておくことをお勧めします(自衛隊機等を含め、機種によっては搭乗前に10kg程度にまとめることを求められる場合もあります)。また、ハードタイプのスーツケースは極力避け、背中に背負うバッグ等ソフトな物が望ましいです(特に自衛隊による輸送の場合)。

ア 衣類・着替え(長袖・長ズボンが賢明。行動に便利で、殊更人目を引くような華美でないもの、麻、綿等吸湿性、耐暑性に富む素材が望ましい。また、避難国・地域や季節に応じ防寒着または毛布類を持参することが望ましい。)

イ 履き物

(歩きやすく靴底の厚い頑丈なもの、サンダル等肌が見えるものは不適)

ウ 洗面用具(タオル、歯磨きセット、石鹸等)

(9) ペット

緊急事態時ペットを連れて退避することは、退避先での手続きや航空機等の制約等から大変困難です(特に自衛隊による退避の場合、盲導犬を除き、ペットの帯同は不可)。ペットをお持ちの方は、公共輸送機関が動いているうちに早めに退避するか、現地の方に託すなどの対応をお願いします。

(10) 定期連絡の励行

平時であっても、いわゆる「異常なし報告」をする体制作りが必要です。日本のご家族や本社、現地事務所等との定期連絡を心掛けてください。

2. 情報の収集

ラオスでは、事件・事故に関する情報が公式には殆ど公開されないことから危険なニュースを耳にすることが少なく、更にラオス人の温厚さから判断して安全だと考えがちです。しかし、実際には町の中心で、日本人を含む外国人被害の空き巣やひったくり・置き引き等の街頭犯罪が多発しており、地方では、反政府組織によると見られる襲撃・爆発事件が未だ発生しています。

日頃から日本人若しくは外国人同士の連絡を緊密にし、情報の交換、相互支援体制を確立するよう努めるとともに、以下の方法で安全情報や各種治安関連情報を入手し、十分注意してください。

(1) インターネット

ラオスでは Facebook の利用が好まれており、ラオス政府の主要省庁及び国内の英字新聞等は、Facebook 等で情報提供を行っています。フェイクニュースには注意を払う必要がありますが、ラオスに渡航される際は、Facebook 登録をお勧めします。

また、ラオス政府が発表しない事件・事故について国外の報道機関がウェブサイト等で報道する発表する事は多々ありますので、最新の情報を入手するよう努めてください。

(2) 大使館等からの安全情報メール

大使館及び日本外務省は、領事メール及び「たびレジ」登録による海外安全情報メールで、各種情報提供を行っています。

(3) 海外安全情報の確認

外務省の海外安全ホームページ
(https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_020.html?msclkid=932e8a7caf5411ecaa9a92cad371a290#ad-image-0)には、渡航者に必要な情報が、各国ごとに掲載されています。安全に関わる主に次のとおりです。

ア 危険情報

渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域に発出される情報で、中・長期的な観点からその国の治安情勢をはじめとした、政治社会情勢等を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安を、4段階のカテゴリー（レベル）に分けてお知らせするものです。

レベル1：十分注意してください。

(渡航・滞在には、危険回避のための特別な注意が必要です。)

レベル2：不要不急の渡航は止めてください。

(もし渡航する場合は、十分な安全対策をとってください。)

レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)

(どのような目的であれ、渡航は止めてください。)

レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）
（渡航・滞在者は、安全な国・地域に退避してください。）

イ 感染症危険情報

新型インフルエンザ等危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在中にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される海外安全情報です。危険情報の4段階のカテゴリーを使用し、世界保健機関（WHO）等国際機関の対応や、発生国・地域の流行状況、主要国の対応等を総合的に勘案して発出します。

ウ スポット情報

特定の国や地域において日本人の安全に関わる重要な事案が生じた際、あるいは生じる可能性がある場合に速報的に出される情報です。その内容は、テロや紛争から感染症まで多種多様ですが、渡航・滞在中の安全対策やトラブル回避の観点から、知っておく必要があると思われる事案について、個々に情報提供することを目的としています。

3. 緊急時の行動

（1）大使館への通報

日本人相互間の緊密な連絡、大使館からのメール等により正確な情報の把握に努めてください。重大な事態の発生を知ったとき、または発生のおそれがあるという情報・事態を入手したときは、速やかに大使館に通報するようお願いいたします。大使館の業務時間外であっても、緊急電話（020-5551-4891）におかけいただくと、日本語とラオス語の対応が可能な契約業者の日本人職員が応答します。

（2）情報伝達と安否確認

緊急事態の発生、または発生するおそれがある場合には、大使館は日本国外務省やラオス関係省庁等と緊密に連携を取りつつ、情報の収集・分析及び対処策について検討します。それらの情報提供及び在留邦人の安否確認は次のとおり行います。

ア 通信可能時

● 情報提供

在留届又は「たびレジ」に記載された皆様のメールアドレスに宛てた電子メールや、大使館ホームページを通じて行います。

● 安否確認

電話連絡や、邦人関係各団体の連絡網及び電子メールを利用して、皆様の安否を確認いたします。

イ 通信不通時

●情報提供

大使館では、有事の際に在留邦人の皆様に正確な情報を送るべく、ミニFM放送局を設置しています（電波到達範囲は概ねビエンチャン市内一帯です）。電話回線が使用不能になった際等には、このFM放送機で情報を発信しますので、各家庭でFM放送波を受信できるラジオの用意をお願いします。

☆ FM放送局の周波数（使用優先順）

3チャンネル：88.80MHz

1チャンネル：88.60MHz

2チャンネル：88.40MHz

電波混信等の状況に応じ、いずれかのチャンネルにより放送します。

●安否確認

電話回線が使用不能となった際等には、大使館の事務所の他、JICA事務所、サマーセット・ホテル、ラオプラザ・ホテル、クラウンプラザ・ホテルにおいて情報提供及び安否確認作業を行うことを考えています。

緊急事態発生時にラオス国内の通信が不通であっても、タイ側の通信等を使って、国際ローミングによって国外に通話できる可能性があります。この場合は、東京にある外務省本省に電話して自らの安否を報告してください。

(3) 避難等

大使館から退避勧告があった場合は、これに従い速やかに指示された場所へ避難または国外退避をお願いします。大使館の退避勧告等を待たずに自主的に避難または退避する場合には、その旨を大使館に通報するようお願いします。

4. 緊急連絡先

(1) 在ラオス日本国大使館

電話：021-414400～3（領事班内線20又は18）

緊急電話：020-5551-4891（17時～翌8時30分及び休館日）

ホームページ：https://www.la.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Eメール：consular@vt.mofa.go.jp / jpconsular@vt.mofa.go.jp

休館日（2022年） 土曜日・日曜日及び以下の日は休館します。

1月 3日（月）	年始休暇、国際正月振替休日（※）
2月 23日（水）	天皇誕生日
3月 8日（火）	国際女性の日（※）
4月 13日（水）	ラオス正月（※）
4月 14日（木）	ラオス正月（※）
4月 15日（金）	ラオス正月（※）
5月 2日（月）	労働者の日振替休日（※）

5月 3日 (火)	憲法記念日
6月 1日 (水)	国際子どもの日、植樹の日 (※)
7月20日 (水)	女性同盟設立記念日 (※)
8月11日 (木)	山の日
9月19日 (月)	敬老の日
10月10日 (月)	スポーツの日、安居明け (※)
10月11日 (火)	ボートレース祭 (※)
11月 8日 (火)	タートルアン祭 (※)
12月 2日 (金)	建国記念日 (※)
12月29日 (木)	年末休暇
12月30日 (金)	年末休暇
12月31日 (土)	年末休暇

(※) ラオス公休日又は祭日

(2) ラオス警察機関

- ・警察 (事件・事故) 電話：1191
- ・首都ビエンチャン市内
市警外国人管理課 (Mr. Vilaphon) 電話：020-2221-6926

(3) ラオス消防機関

- ・火災発生時 電話：1190
- ・首都ビエンチャン市内
首都ビエンチャン市消防署 電話：021-212707

(4) レスキュー

- ・ビエンチャンレスキュー 電話：1623~5

(5) 病院 (首都ビエンチャン)

- ・CMAF (Centre medical de l'Ambassade de France)
電話：021-214150
緊急電話：020-5656-4794
- ・Alliance International Medical Centre
電話：021-513095
ジャパニーズメディカルデスク (JMD)
電話：020-540-24002 (24時間日本語対応)
- ・カセムラート国際病院 (Kasemrad International Hospital)
電話：021-833333 (緊急電話：1661)
ジャパニーズメディカルデスク (JMD)
電話：020-540-24002 (24時間日本語対応)
- ・インターナショナルクリニック (マホソット病院内)

電話：021-214022

- ・インターナショナルクリニック（セタティラート病院内）

電話：021-330374～5

- ・マホソット病院

電話：021-214018

- ・セタティラート病院

電話：021-351156

- ・フレンドシップ（友好）病院

電話：021-561314

※ タイの病院情報については、外務省ホームページ内「世界の医療事情タイ」をご覧ください。

URL：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/asia/thailand.html>

(6) その他

ア 滞在許可に関する照会先

入国管理局外国人入国管理事務所 電話：021-251287

イ ラオス査証に関する照会先

ラオス外務省領事局 電話：021-254173

ウ ラオス運転免許証に関する照会先

ラオス交通公共事業省交通局車両コントロール室

電話：021-412269

エ ラオス観光局

電話：021-212251

オ ラオス国日本人会 (Association of Japanese Residents in Lao P.D.R.)

ホームページ：[\(https://ajrl.la/\)](https://ajrl.la/)

カ ビエンチャン・インターナショナルスクール（日本語補習授業校所在）

電話：021-486001

キ 有事の際の大使館ミニ放送局（使用優先順）

3チャンネル：88.80MHz

1チャンネル：88.60MHz

2チャンネル：88.40MHz

※ 電波混信等の状況に応じ、上記3チャンネルのいずれかで放送します。

5. いざという時のラオス語

（語尾に「デー」や「ハイデー」を付けると、お願いの形になります。）

日本語	ラオス語
-----	------

助けて	スワイ・デー
警察を呼んでください	ウーン・タムルウッド・ハイデー
レスキュー（救急車）を 呼んでください	ウーン・ロット・クーパイ・ハイデー
（私/彼・彼女が）怪我をした	（コイ/ラオ）チェップ
（携帯電話を差し出しながら） （私の代わりに） 説明してください	アティバーイ（テーンコイ）デー
（私/彼・彼女が）車にぶつかった	（コイ/ラオ）トゥーク・ロット・タム
泥棒	ジョン
火事	ファイマイ
溺れた	ジヨム・ナム